

**医療**

**国民健康保険被保険者  
証の交換手続きについて**

現在使用中の国民健康保険被保険者証は、平成17年3月31日で有効期限が切れます。交換は原則として郵送となりますが、国民健康保険税に納め忘れがある方は、役場町民課保険医療係の窓口での交換になります。

さらに、滞納の金額によっては、有効期限の短い保険証（短期被保険者証）や、医療機関でいったん10割の自己負担をしていた保険証（資格証明書）を交付するなど、厳しい措置をとらなければなりません。そのようなことにならないために、また、国民健康保険制度の安定的な運営のためにも、国民健康保険税の納付状況について、再度確認をお願いします。

なお、保険証は3月下旬に「配達記録郵便」で郵送する予定です。

※修学のため別個の保険証が必要な時は、申請に17年度発行の在学証明書が必要で

す。また、住民票が松前町にある場合は、発行できません。ご注意ください。

**保険証配達時における不在の場合の取扱いについて**

保険証は、「配達記録郵便」で郵送しますので、配達時に不在の場合、「郵便物お預かりのお知らせ」という文書が配達されます。

この場合は、松前郵便局に連絡のうえ、ご希望の受取方法（再配達・郵便局窓口受取など）をご相談ください。

なお、「郵便物お預かりのお知らせ」に記載されている保管期限以降は、役場町民課保険医療係での受渡しとなります。特に再配達を希望される場合は、ご注意ください。

**＜注意事項＞**

保険証送付用の封筒には開封口を設けています。開封の際にはお確かめのうえ、保険証を傷つけないようご注意ください。

**問い合わせ**

役場町民課保険医療係

☎ 985-4107

**税**

**固定資産課税台帳  
閲覧のお知らせ**

平成17年度の固定資産税は、平成17年1月1日現在で固定資産を所有されている方に課税されます。課税台帳には、土地、家屋及び償却資産の評価額、課税標準額などが記載されています。

家屋を新築・増築された方、土地の異動のあった方、町内に土地・家屋・償却資産を新たに所有された方はお確かめください。

**閲覧期間**

4月1日（金）から閲覧できます。

執務時間中

閲覧場所 役場税務課11番窓口

持参品 印鑑

※代理の方は、所有者の委任状が必要です。

※平成17年度の納税通知書は、4月中旬に発送予定です。

**問い合わせ**

役場税務課資産税係

☎ 985-4111

3月15日（火）まで  
お済みですか？

**確定申告**

平成16年分の申告と納税はお済みになりましたか？

3月の所得申告の相談日程は左表のとおりです。期間内に正しい申告を済ませるようにしてください。

なお、所得税の申告をした方は、町県民税の申告をする必要はありません。

◎申告に持参するもの

印鑑・各種所得控除証明書（生命保険などの控除証明書・医療費などの領収書）、源泉徴収票、公的年金等支払報告書（給与・年金収入のあった方）、税務署から送付された申告書類など。

**問い合わせ**

役場税務課町民税係

☎ 985-4110

**平成16年分 所得申告相談日程表**

| 月 | 日  | 曜 | 出張申告      |         | 申告会場                 | 一般申告                         |              |
|---|----|---|-----------|---------|----------------------|------------------------------|--------------|
|   |    |   | 9時～11時30分 | 13時～16時 |                      | 9時～11時30分<br>13時～16時         |              |
| 3 | 1  | 火 | 塩屋        | 北川原     | 各地区の<br>公民館又は<br>集会所 | 3月15日（火）まで役場2階大会議室で受付をしています。 | ※ただし土・日曜日を除く |
|   | 2  | 水 | 永田・大溝     | 徳丸      |                      |                              |              |
|   | 3  | 木 | 横田・東古泉    | 中川原     |                      |                              |              |
|   | 4  | 金 | 鶴吉        | 神崎      |                      |                              |              |
|   | 5  | 土 |           |         |                      |                              |              |
|   | 6  | 日 |           |         |                      |                              |              |
|   | 7  | 月 | 新立・本村     | 出作      |                      |                              |              |
|   | 8  | 火 | 宗意原       | 北黒田     |                      |                              |              |
|   | 9  | 水 | 南黒田       | 筒井      |                      |                              |              |
| 4 | 10 | 木 | 一般申告      |         |                      |                              |              |
|   | 11 | 金 | 一般申告      |         |                      |                              |              |
|   | 12 | 土 |           |         |                      |                              |              |
|   | 13 | 日 |           |         |                      |                              |              |
|   | 14 | 月 | 一般申告      |         |                      |                              |              |
|   | 15 | 火 | 一般申告      |         |                      |                              |              |